

【航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて(平成 8 年 4 月 17 日蔵関第 336 号)】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法(昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。)第 67 条の 2 <u>第 1 項</u>ただし書及び関税法施行令(昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。)第 59 条の 4 第 1 項第 3 号の取扱いについては、「航空貨物通関情報処理システムを利用して行う税関関連業務の取扱いについて」(平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号。以下「通達」という。)の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 8 年 4 月 25 日から実施することとしたので、了知されたい。 (制定趣旨) 本邦に迅速に引き取られる必要があるため、税関空港を管轄する税関官署等に「予備審査制について」(平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号)に定める予備申告が行われた航空貨物のうち、税関の審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域に貨物を搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告を行うことを認め(以下「到着即時輸入申告扱い」という。) 直ちに輸入を許可することにより、通関の迅速化を図るものである。 記 1. 対象貨物 航空貨物が到着する税関空港を管轄する税関官署等に、航空貨物通関情報処理システム(以下「航空システム」という。)を使用して予備申告を行ったもののうち、通達第 1 章 2 - 1 - 1 に規定する AWB 情報(混載貨物については、HAB 情報)又は航空機の到着確認情報が登録される前に審査区分が簡易審査扱い(区分 1)又は書類審査扱い(区分 2)で審査が終了している貨物とする。 なお、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの対象とはならないので留意する。 及び (省略) 2. (省略) 3. 輸入申告	航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法(昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。)第 67 条の 2 (<u>輸出申告又は輸入申告の時期</u>)のただし書及び関税法施行令(昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。)第 59 条の 3 (<u>輸出申告又は輸入申告の時期の特例</u>) 第 1 項第 3 号の取扱いについては、「航空貨物通関情報処理システムを利用して行う税関関連業務の取扱いについて」(平成 13 年 9 月 25 日付財関第 781 号。以下「通達」という。)の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 8 年 4 月 25 日から実施することとしたので、了知されたい。 (制定趣旨) 本邦に迅速に引き取られる必要があるため、税関空港を管轄する税関官署等に「予備審査制について」(平成 12 年 3 月 31 日付蔵関第 251 号)に定める予備申告が行われた航空貨物のうち、税関の審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域に貨物を搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告を行うことを認め(以下「到着即時輸入申告扱い」という。) 直ちに輸入を許可することにより、通関の迅速化を図るものである。 記 1. 対象貨物 航空貨物が到着する税関空港を管轄する税関官署等に、航空貨物通関情報処理システム(以下「航空システム」という。)を使用して予備申告を行ったもののうち、通達第 1 章 2 - 1 - 1 (<u>積荷に関する事項の報告等</u>)に規定する AWB 情報(混載貨物については、HAB 情報)又は航空機の到着確認情報が登録される前に審査区分が簡易審査扱い(区分 1)又は書類審査扱い(区分 2)で審査が終了している貨物とする。 なお、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの対象とはならないので留意する。 及び (同左) 2. (同左) 3. 輸入申告

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 8 年 4 月 17 日蔵関第 336 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関空港で貨物を引き取る場合 イ．（省略） □．<u>税関官署の開庁時間外</u>に AWB 情報登録及び HAB 情報登録が行われた場合には、<u>税関官署</u>の翌開庁時に自動的に輸入申告が行われるので留意する。 なお、<u>開庁時間外の事務の執行を求める届出</u>がなされている場合には、この限りではない。 航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合 イ．航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合には、当該場所まで法第 63 条の規定に基づき保税運送を行うこととし、その手続については通達第 2 章の貨物管理及び第 3 章の保税運送によることとする。 □．（省略） ハ．<u>税関官署の開庁時間外</u>に AWB 情報登録、HAB 情報登録及び搬出確認情報登録が行われた場合には、<u>税関官署</u>の翌開庁時に自動的に輸入申告が行われるので留意する。 なお、<u>開庁時間外の事務の執行を求める届出</u>がなされている場合には、この限りではない。 次のイからハのいずれかに該当する場合には、「予備申告申告条件コード：Z」と同様の取扱いとなるので留意する。 イ．書類審査扱いで AWB 情報（混載貨物については、HAB 情報）又は貨物確認情報（混載貨物については、混載貨物確認情報）登録前に審査終了入力が行われない場合 □．検査扱いの場合 ハ．（省略） 4．（省略）	税関空港で貨物を引き取る場合 イ．（同左） □．<u>税関の執務時間外</u>に AWB 情報登録及び HAB 情報登録が行われた場合には、<u>税関</u>の翌開庁時に自動的に輸入申告が行われるので留意する。 なお、<u>臨時開庁の承認を受けている</u>場合には、この限りではない。 航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合 イ．航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合には、当該場所まで法第 63 条（保税運送）の規定に基づき保税運送を行うこととし、その手続については通達第 2 章の貨物管理及び第 3 章の保税運送によることとする。 □．（同左） ハ．<u>税関の執務時間外</u>に AWB 情報登録、HAB 情報登録及び搬出確認情報登録が行われた場合には、<u>税関</u>の翌開庁時に自動的に輸入申告が行われるので留意する。 なお、<u>臨時開庁の承認を受けている</u>場合には、この限りではない。 次のイからハのいずれかに該当する場合には、「予備申告申告条件コード：Z」と同様の取扱いとなるので留意する。 イ．<u>区分 2</u>で AWB 情報（混載貨物については、HAB 情報）又は貨物確認情報（混載貨物については、混載貨物確認情報）登録前に審査終了入力が行われない場合 □．検査扱い（<u>区分 3、区分 4 又は区分 9</u>）の場合 ハ．（同左） 4．（同左）